

仕 様 書

第1 委託件名

令和 7 年度 報奨旅行等誘致・開催支援事業アトラクションプログラム(シンクロ・アクロバットダンスパフォーマンス)実施業務委託

第2 契約期間

令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日までの間で公益財団法人東京観光財団(以下「財団」という。)の指定する日時まで。

第3 履行場所

公益財団法人東京観光財団の指定する場所

第4 目的

報奨旅行(インセンティブツアー)等(以下「報奨旅行等」という。)誘致・開催支援事業は、東京都内での報奨旅行等を計画している海外の企業系イベントに対して東京の伝統的または現代的なアトラクション等を提供、また広く周知することにより、報奨旅行等の誘致を促進し、開催件数の増加を図ることを目的とする。

第5 委託内容

1 シンクロ・アクロバットダンスパフォーマンス及び振り付けレッスンの概要

(1) 報奨旅行等のイベントにパフォーマーを派遣し、新体操要素を含むシンクロ・アクロバットダンスパフォーマンスを披露すること。

また、報奨旅行等参加者に向けた振り付けレッスンを行い、チームビルディングを行う。

会場:主催者が指定する都内会場及びホテル等

プログラム実施時間:パフォーマンス 10 分程度、振り付けレッスン 10 分程度

2 アトラクションの実施に係る準備・手配等

(1) 上記1の実施に係るパフォーマー等の手配

・5 名程度のパフォーマーを手配し、都内会場まで派遣すること。

・英語等の多言語ができるメンバーがいる場合は、手配すること。

(2) 用具一式の手配

・演技披露に必要な音源や衣装等を用意すること。

ただし、音源の持ち込み方法等は会場に応じて別途指示することとする。

(3) 事前・事後準備

・演技披露に必要な打ち合わせ費用、用具等の搬入・搬出に係る経費も本契約に含むものとする。

・演技構成については、事前に財団と打ち合わせをし、合意を得た内容とする。

(4) その他

・パフォーマーの派遣に係る交通費、駐車場代及び飲食代等の諸費用は本契約に含むものとする。

・演技披露中の傷病に対応するための保険等の手配は、受託者の責において、適切に行うこと。

第6 第三者委託の禁止

本委託業務は、原則として第三者に委託してはならない。ただし、あらかじめ書面により申し出、財団の承諾を得た事項についてはこの限りでない。

第7 秘密の保持

受託者は、第6により財団が承認した場合を除き、委託業務の内容を第三者に漏らしてはならない。この契約終了後も同様とする。

第6により財団が承認した再委託先についても、同様の秘密保持に関する責務を課し、受託者が全責任を負って管理するものとする。

第8 著作権等の取扱い

この契約により作成される納入物の著作権等の取扱いは、「電子情報処理業務に係る標準特記仕様書」*第14に定めるところによる。

*https://www.tcvb.or.jp/jp/denshi_tokkishiyousyo.docx

第9 委託事項・関係法令の遵守

本委託契約の履行に当たっては、関係法令、条例及び規則等を十分に遵守すること。

第10 個人情報の保護等

- (1) 「東京都個人情報取扱事務要綱」*及び「保有個人情報の安全管理に関する基準イメージ」**を踏まえ、「個人情報に関する特記仕様」***に定められた事項を遵守すること。

*https://www.tcvb.or.jp/jp/20240401_jimutoriyoukou.pdf

**https://www.tcvb.or.jp/jp/20240401_annzenkannrikijunimeji.pdf

***https://www.tcvb.or.jp/jp/kojinjoho_tokkishiyu_0122.doc

- (2) 「公益財団法人東京観光財団 サイバーセキュリティ基本方針」及び「公益財団法人東京観光財団 サイバーセキュリティ対策基準」の趣旨を踏まえ、「電子情報処理業務に係る標準特記仕様書」****に定められた事項を遵守すること。

****https://www.tcvb.or.jp/jp/denshi_tokkishiyousyo.docx

- (3) 本件において取り扱う個人情報について、特に以下の事項に留意すること。

- ① 当財団職員を含め、本事業の遂行にあたる関係者の氏名/メールアドレス など
- ② 他の情報と容易に照会でき、個人を識別可能な情報 (IP アドレスなど)も同システムに格納されている場合においては、同様に個人情報とみなす。

第11 支払方法

受託者への支払は、委託完了後の財団担当者による検査終了後、受託者からの支払請求書に基づき 30 日以内に委託料を一括で支払うものとする。

第12 環境により良い自動車利用

本契約の履行に当たって自動車を使用し、又は利用する場合は、都民の健康と安全を確保する環境に関する条例(平成12年東京都条例第215号)の規定に基づき、次の事項を遵守すること。

- 1 ディーゼル車規制に適合する自動車であること。

- 2 自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法(平成4年法律第70号)の対策地域内で登録可能な自動車の利用に努めること。なお、適合の確認のために、当該自動車の自動車検査証(車検証)、粒子状物質減少装置装着証明書等の提示又は写の提出を求められた場合には、速やかに提示し、又は提出すること。

第13 その他

- (1) 財団は必要に応じて本契約に係る情報(受託者名・契約種別・契約件名及び契約金額等)を公開することがあるが、受託者はこれを了承するものとする。
- (2) 本仕様書に記載のない事項及び疑義がある場合は、財団と事前に協議すること。
- (3) 本仕様書に定める委託内容の最終的な履行にあたっては財団と協議のもと進めること。
- (4) 本委託契約は、令和7年度東京都予算が東京都議会において委託契約前に可決・成立し、令和7年度財団収支予算が令和7年3月31日までに財団評議員会で承認された場合において、令和7年4月1日に確定するものとする。

担当者連絡先: 公益財団法人東京観光財団
コンベンション事業部 藤原・村田
電話 03-5579-2684